

授業コード	JP12040010	開講年度・学期	2021年度後期
科目授業名	民法ⅡB（民事取引法の基礎②B）		
英語科目授業名	Civil Law 2A		
科目ナンバー	JAEPR7704	必修・選択	必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 （代表含む）	藤井 徳展		
科目の主題	本講義の対象は、民法担保法（物的担保・人的担保）である。制定法でいうと、民法第2編物権のうち第7章から第10章まで、また第3編債権第1章総則のうち第3節から第5節までと、関連法令に関する解釈論を網羅的に扱う。		
授業の到達目標	本講義では、まず、物的担保という項目を立てて、担保物権、すなわち、民法に規定のある担保（典型担保）、および、民法に規定のない担保（非典型担保）の説明をする。つぎに、人的担保という項目を立てて、多数当事者の債権・債務のうち、人的担保制度について、とくに保証を中心に、保証一般、および、特殊な保証の説明をする。各規定・制度の趣旨理解をふまえて、基本的な要件・効果を正確に体得したうえで（この規定・制度はこれこれのものである、と具体的にわかりやすく説明することができるよう、学修をすすめることが期待されている）、判例・学説を読み込んで解釈論を展開していくための基礎力を涵養する。以上を通じて、民法全体にかかる基本的な考え方の修得その他、民法の基礎から応用へと架橋するための一助としたい。		
授業内容・授業計画 ①	第1回 物的担保序論（担保物権の意義）、留置権 第2回 先取特権、質権 第3回 抵当権1：抵当権序論（抵当権の意義）、抵当権の設定、抵当権の登記 第4回 抵当権2：抵当権の効力のおよぶ範囲 第5回 抵当権3：実行前の効力（その1） 抵当権設定者側 —— 抵当不動産の使用・収益・処分（第三取得者の地位〔代価弁済・抵当権消滅請求もここで扱う〕、賃借人の地位〔同意対抗力付与、明渡猶予期間もここで扱う〕） 第6回 抵当権4：実行前の効力（その2） 抵当権者側 —— 抵当権侵害、抵当権の処分 第7回 抵当権5：実行・優先弁済権実現（その1）（担保不動産競売・担保不動産収益執行・物上代位） 第8回 抵当権6：実行・優先弁済権実現（その2）（法定地上権・一括競売権）、 抵当権の消滅 第9回 抵当権7：共同抵当、根抵当権、特別法の抵当権（動産抵当、企業抵当） 第10回 非典型担保1：譲渡担保序論（譲渡担保の意義）、個別不動産、動産、債権 譲渡担保 第11回 非典型担保2：集合動産譲渡担保、集合債権譲渡担保、仮登記担保、所有権 留保 第12回 人的担保序論（多数当事者の債権・債務と人的担保）、保証1：保証序論 （保証の意義） 第13回 保証2：保証の成立、保証の内容・効力（対内的効力、対外的効力）、保証 の消滅 第14回 保証3：特殊な保証（連帯保証、共同保証、根保証、その他の保証・人的担 保〔身元保証、機関保証〕） 第15回 期末試験		
事前・事後学習 の内容	講義前には必ず予習をして、基本的な用語・制度を理解しておくこと。講義後には必ず復習をして、各規定・制度を具体的にわかりやすく説明することができるよう、知識の定着をはかること。		
評価方法	絶対評価 期末試験を90%、平常点（講義における質問や議論への参加状況）を10%として評価する。		

<p>受講生へのコメント</p>	<p>「到達目標」および「事前・事後学習の内容」で述べたように、この規定・制度はこれこれのものである、と具体的にわかりやすく説明することができるよう、常に意識して臨んでほしい。本講義においても、講義時間中その場で口頭によるそのような説明を求めることもある。そうでなくても、他者からの質問に応じてそれに回答することが、自らの知識の定着のために極めて有用である。</p>
<p>教材</p>	<p>石田剛ほか著『民法Ⅱ 物権（有斐閣LEGAL QUEST）』（有斐閣・第3版・令和1年） 中田裕康『債権総論』（岩波書店・第4版・令和2年）・・・民法ⅠBと共通</p>